

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会  
介護福祉士修学資金等貸付規程

平成 28 年 5 月 25 日施行

(目的)

第 1 条 この規程は、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施し、兵庫県内の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 号から第 3 号まで（社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）附則第 2 条第 3 項の規定により行うことができるとされている同法第 3 条による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までを含む。）の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第 40 条第 2 項第 2 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備資金（以下「離職介護人材再就職準備資金」という。）を貸し付ける事業

(4) 社会福祉士修学資金貸付事業

法第 7 条第 2 号又は第 3 号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(介護福祉士修学資金貸付事業)

第2条 前条第1号の貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学する者とする。ただし、第3項第3号の国家試験受験対策費用及び第3項第4号の生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の第1号及び第2号に定める者に限る。

(1) 国家試験受験対策費用の貸付対象者

平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

(2) 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると兵庫県社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が認める世帯の世帯員である者

2 前条第1号の貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。

3 前条第1号の貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、次の各号に定める額を、加算することができるものとする。

(1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内

(2) 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000円以内

(3) 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内

(4) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額(年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする。)

(介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業)

第3条 第1条第2号の貸付対象者は、実務者研修施設に在学する者とする。

2 第1条第2号の貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。

3 第1条第2号の貸付額は、200,000円以内とする。

(離職した介護人材の再就職準備金貸付事業)

第4条 第1条第3号の貸付対象者は、次の各号までの基準の全てを満たす者とする。

(1) 「厚生労働大臣が定める基準」(平成12年厚生省告示第25号)第4号等において、その賃金改善が、「指定居宅サービス

に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）に規定する介護職員処遇改善加算（以下「介護職員処遇改善加算」という。）の算定要件とされる職種（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を 1 年以上（雇用期間が通算 365 日以上かつ介護等の業務に従事した期間が 180 日以上）を有する者

(2) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

ア 介護福祉士

イ 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

ウ 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）附則第 2 条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎研修、1 級課程、2 級課程を修了した者をいう。）を含む。）

(3) 介護職員処遇改善加算の算定対象となる介護サービスを提供する事業所又は施設のうち、介護職員処遇改善加算を算定しているものなどの介護人材の確保・育成に努めていると会長が認める事業所又は施設に、介護職員等として就労した者

(4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、兵庫県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、別紙様式による再就職準備金利用計画書（以下「再就職準備金利用計画書」という。）を提出した者

2 第 1 条第 3 号の貸付額は、200,000 円と貸付対象者が提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

3 第1条第3号の貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(社会福祉士修学資金貸付事業)

第5条 第1条第4号の貸付対象者は、社会福祉士養成施設に在学する者とする。ただし、第3項第3号の生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると会長が認める世帯の世帯員である者に限る。

2 第1条第4号の貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。

3 第1条第4号の貸付額は、月額 50,000 円以内とする。ただし、次の各号に定める額を、加算することができるものとする。

(1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000 円以内

(2) 就職準備金 最終回(社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあっては、初回又は最終回)の貸付け時に限り、200,000 円以内

(3) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額(年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする。)

(貸付方法及び利子)

第6条 本事業による貸付けは、会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

2 利子は、無利子とする。

(保証人)

第7条 本事業による貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないものとする。

2 保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第8条 会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の

解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

- 3 会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする（第1条第1号又は第4号の事業に限る。）。

（返還の債務の当然免除）

第9条 会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

なお、第1号のア（第4号において準用する場合を含む。）、第2号のア及び第3号のアの要件については、本事業による貸付を受けた者が、兵庫県内の福祉・介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、会長は本事業による貸付を受けた者がこれら要件を満たすことができるよう、学習又は就労継続に当たっての相談支援などを行うものとする。

（1）介護福祉士修学資金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

- ア 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、兵庫県（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）以外の都道府県において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県及び当該被災県の区域とする。以下同じ。）内において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3

年) (以下「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、兵庫県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間とする。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

イ 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

## (2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 実務者研修施設を卒業した日(実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。)から1年以内に介護福祉士の登録を行い、兵庫県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は前号と同様とする。

イ 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

## (3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第4条第1項第3号の介護職員等として就労した日から、兵庫県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は第1号と同様とする。

イ 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

(4) 社会福祉士修学資金貸付事業  
第1号を準用する。

(返還)

第10条 本事業における貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は兵庫県内において第9条の返還免除対象業務に従事しなかったとき。

(3) 兵庫県内において第9条の返還免除対象業務（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付けを受けた者にあつては介護職員等の業務）に従事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の債務履行の当然猶予)

第11条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。

(2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修

施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

(返還の債務履行の裁量猶予)

第12条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 兵庫県内において第9条の返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第13条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。  
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき  
返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 兵庫県内において本事業による貸付けを受けた期間以上、第9条の返還免除対象業務に従事したとき。  
返還の債務の額の一部

(延滞利子)

第14条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由なく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められ

るときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

(その他)

第15条 本規程の施行に伴い「社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 介護福祉士等修学資金貸付規程」(以下「旧規程」という。)は廃止するものとし、旧規程に基づき実施している事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(補 則)

第16条 本事業の実施に関し必要な事項は、本規程に定めるもののほか、別に定める「社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領」によるものとする。

附 則

この規程は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行し、平成28年5月25日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年3月28日から施行する。

別表 生活費加算額（第2条第3項第4号、第5条第3項第3号関係）

（単位：円）

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」に準ずる。